

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農業政策課	整理番号	5-1
処分の種類	農業委員会ネットワーク機構への必要措置命令			
根拠法令条例等・条項	農業委員会等に関する法律第49条			
処分の概要	農業委員会ネットワーク機構の業務に関し監督上必要な命令を行う。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			